



業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。
新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

助成上限額

申請期限:令和6年1月31日/完了期限:令和6年2月28日

コース区分	引き上げる労働者数/助成上限額					助成対象事業場
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上	
30円コース(引上額30円以上)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円	以下の要件を満たす事業場であること
事業場規模30人未満の事業者	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円	
45円コース(引上額45円以上)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円	●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30円以内
事業場規模30人未満の事業者	80万円	110万円	140万円	160万円		
60円コース(引上額60円以上)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円	● 中小企業・小規模事業者 であること
事業場規模30人未満の事業者	110万円	160万円	190万円			
90円コース(引上額90円以上)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円	●解雇・賃金引下げなどの不交付事由がない
事業場規模30人未満の事業者	170万円	240万円	290万円			

特例事業者

10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象。

① 賃金要件

事業場内最低賃金が**920円未満**の事業場に係る申請を行う事業者

② 生産量要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量等の事業活動を示す指標の**直近3ヶ月間の平均値が、前年、前々年又は3年前同期に比べて、15%以上減少**している事業者

③ 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち**任意の1月の利益率が、前年同期と比べて、3%以上低下**している事業者

助成率

● 業務改善助成金には生産性要件が適用されます

事業内最低賃金	助成率	生産性要件達成
920円以上	3/4	4/5
870円以上920円未満	4/5	9/10
870円未満	9/10	

事業場内最低賃金920円未満の事業場も**賃金引き上げ労働者数10人以上**の助成上限額区分を利用できます。

対象経費

	一般事業主	特例事業主	対象経費の例
生産性向上に資する設備投資	○	○	機器・設備の導入 ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
上記のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用・貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」	×	○	広告宣伝費(チラシの製作費)、改築費(事務室等の拡大)、汎用事務機器や什器備品(机・椅子)購入等

設備投資額×助成率

いずれか低い方の金額が助成

上記の助成額